

定時株主総会招集ご通知別冊資料

持株会社体制移行(株式移転計画)について

本冊子は、平成27年6月23日開催予定のコスモ石油株式会社第109回定時株主総会において上程する〔決議事項 第1号議案（株式移転計画承認の件）〕の説明を補足するために作成いたしました。同封の招集ご通知と併せてご高覧願います。

目次

1. 持株会社体制移行の目的	1
2. 持株会社体制移行の流れ	2
3. 持株会社・株式移転計画の概要	3
4. 持株会社のガバナンス体制	5
5. 持株会社の役員報酬制度	6
6. 持株会社株式の株式数・割当ての概要	7
よりよくご理解いただくために	8

1 持株会社体制移行の目的

招集ご通知5頁

当社は、安定的な配当、最適な経営資源配分、柔軟かつ迅速なアライアンス戦略（協業・共同・統合）の実現を目指し、持株会社体制に移行します。

持株会社体制へ移行して当社グループの企業価値の最大化へ

（単独株式移転の方法による持株会社「コスモエネルギーホールディングス株式会社」の設立）

持株会社体制が目指すもの（目的）

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ① 事業競争力の強化と
持株会社の収益安定化 | ▶ 機動的な業務執行により企業価値の向上を目指し、
収益基盤確立と財務体質改善の上、安定的な配当と投資を実現 |
| ② グループ経営強化と
経営資源シフトの加速 | ▶ 持株会社がグループ経営方針の決定に専念し、
グループ全体の視点から求心力を持って最適な経営資源配分を実現 |
| ③ 事業毎の
アライアンス推進 | ▶ 業界再編の流れが加速する中、事業領域毎の組織体制を確立し、
柔軟かつ迅速なアライアンス戦略（協業・共同・統合）を追求 |

経営課題の克服

事業ポートフォリオの転換

- 石油精製販売事業を中心とした合理化
- 成長ドライバーへの経営資源シフト

事業環境

- 原油価格の急激な変動
- 国内石油製品需要の漸減
- 再生可能エネルギーの導入拡大等

経営監督機能の強化

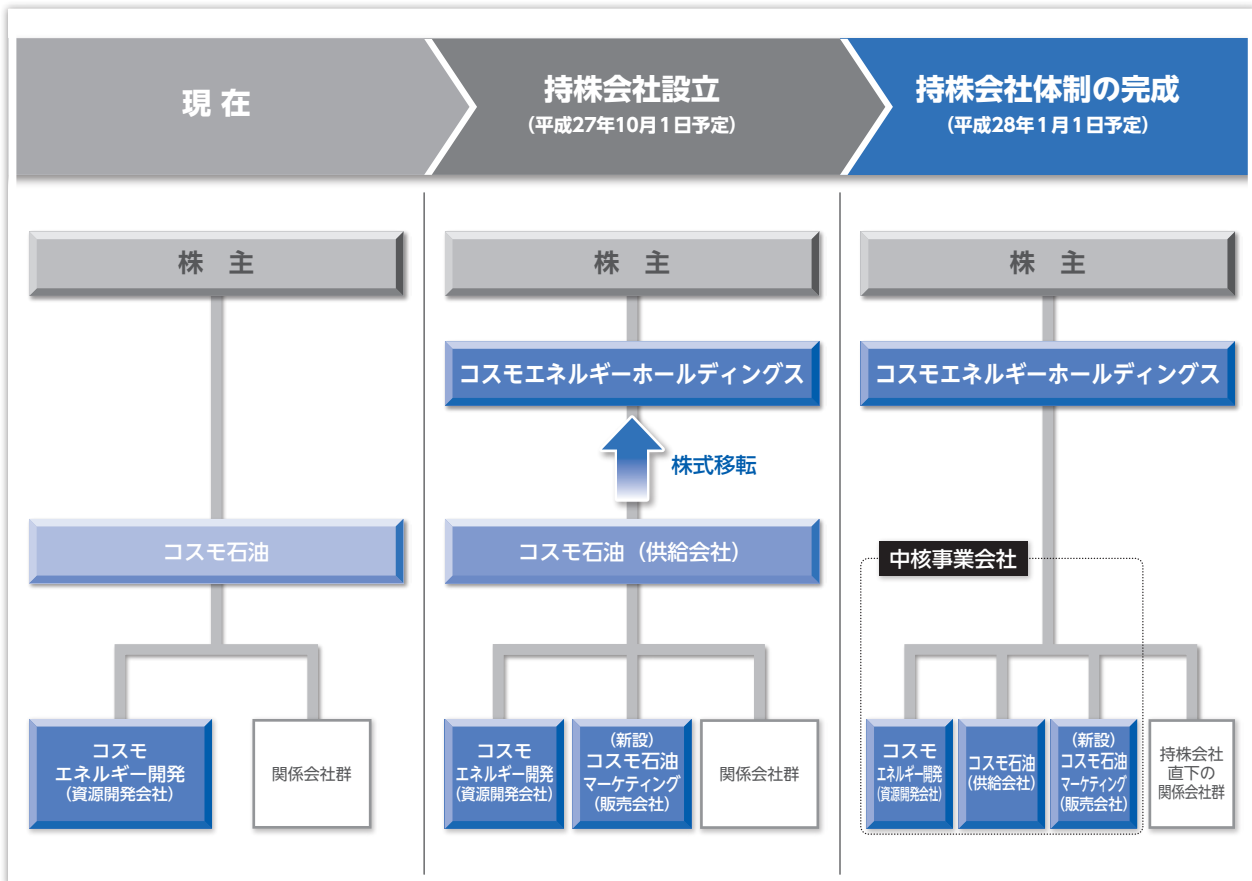
- 経営監督機能と業務執行機能の分離

社会的要請

- 会社法改正
- コーポレートガバナンス・コード等

2 持株会社体制移行の流れ

持株会社（コスモエネルギーホールディングス株）設立時点（平成27年10月1日予定）では、当社が持株会社の唯一の直接の子会社となります。その後、平成28年1月1日を予定日として、当社とともに、コスモエネルギー開発株、コスモ石油マーケティング株の中核事業会社3社を、持株会社の傘下とする再編を行い、持株会社体制への移行を完了いたします。



3 持株会社・株式移転計画の概要

招集ご通知 8～18頁

持株会社の概要は、以下のとおりです。

① 商号	コスモエネルギーホールディングス株式会社 (英文名称：COSMO ENERGY HOLDINGS COMPANY, LIMITED)
② 代表者	代表取締役社長 森川 桂造
③ 資本金等	40,000,000,000円 (資本準備金 10,000,000,000円 利益準備金0円)
④ 決算期	3月31日
⑤ 上場証券取引所	東京証券取引所 (予定)
⑥ 株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社

株式移転計画の概要は、以下のとおりです。

① 新会社の目的	※招集ご通知11ページに記載の定款第2条をご参照ください。
② 本店の所在地	東京都港区芝浦一丁目1番1号 (現コスモ石油と同じ)
③ 発行可能株式総数	1億7千万株
④ 設立時取締役氏名	(監査等委員である者を除く) 取締役 木村 彌一、森川 桂造、田村 厚人、桐山 浩、大江 靖 社外取締役 モハメド・アル・ハムリ、モハメド・アル・メハイリ (監査等委員) 取締役 大瀧 勝久 社外取締役 神野 榮、宮本 照雄 ※経歴等の詳細につきましては、招集ご通知20～24頁をご参照ください。 ※神野 榮および宮本 照雄につきましては、東京証券取引所の各規則に定める独立役員として届け出る予定です。

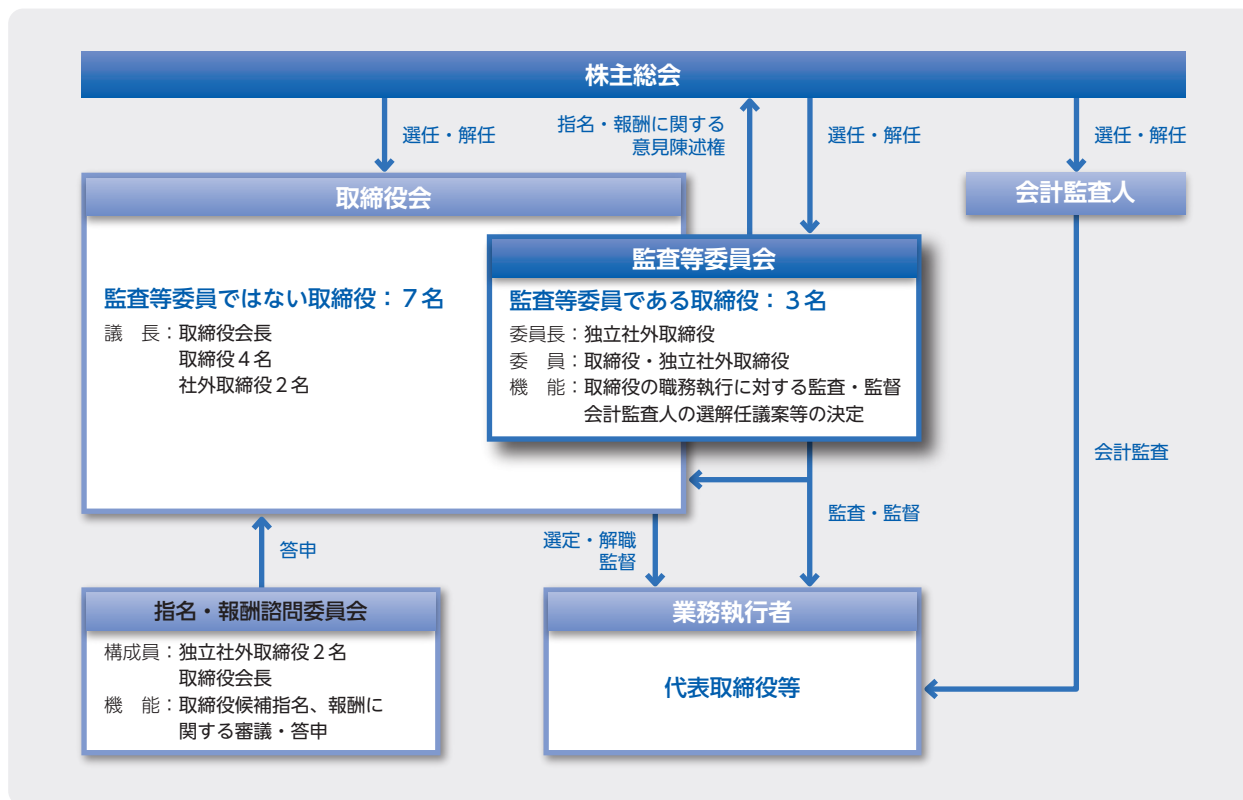
<p>⑤ 補欠取締役（監査等委員）氏名</p>	<p>滝 健一（監査等委員である取締役としての補欠） 湯川 荘一（監査等委員である社外取締役としての補欠） ※経歴等の詳細につきましては、招集ご通知24～25頁をご参照ください。 ※湯川 荘一につきましては、就任した時点で東京証券取引所の各規則に定める独立役員として届け出る予定です。</p>
<p>⑥ 設立時会計監査人名称</p>	<p>有限責任 あずさ監査法人</p>
<p>⑦ 本株式移転に際して交付する新会社の株式およびその割当て</p>	<p>基準時（株式移転の効力発生直前時）における現コスモ石油の株主に対し、その所有する当社普通株式の数に0.1を乗じた数に相当するコスモエネルギーホールディングス株式会社普通株式を割当交付いたします。 なお、コスモエネルギーホールディングス株式会社株式1株未満の端数につきましては、会社法等の規定に従い処理を行います。</p>
<p>⑧ 成立の日</p>	<p>平成27年10月1日（予定）</p>
<p>⑨ 本計画承認株主総会</p>	<p>平成27年6月23日開催予定の定時株主総会</p>
<p>⑩ 事情変更</p>	<p>天災地変その他の事由により当社の財産・経営状態に重大な変動が生じた場合は、取締役会決議により条件の変更または中止をすることができるものといたします。</p>
<p>⑪ 効力発生</p>	<p>株主総会で承認が得られなかった場合または関係官庁の許認可等が得られなかった場合には、本計画は効力を失うものといたします。</p>

4 持株会社のガバナンス体制

招集ご通知6頁

持株会社のガバナンス体制は、以下のとおりです。

- (1) 統治形態は監査等委員会設置会社とし、取締役会の業務執行者（代表取締役等）に対する監督機能を強化します。
- (2) 持株会社設立当初の取締役の員数は10名とし、そのうち、社外取締役^(※1)を2名、独立社外取締役^(※2)を2名とすることにより、取締役会の監督機能の強化を図ります。
- (3) 任意の機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、当委員会が取締役の候補者や報酬の決定に際して審議・答申を行うことにより、透明性と客観性を確保いたします。



(※1) 会社法第2条第15号に定める社外取締役を指します。

(※2) 東京証券取引所の各規則に定める独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれがない者）として届け出る予定の取締役を指します。

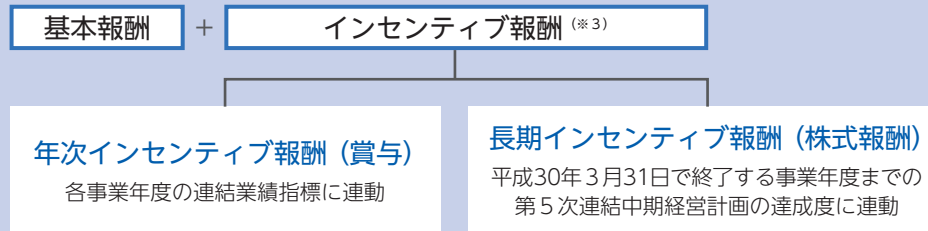
5 持株会社の役員報酬制度

招集ご通知6、26～31頁

持株会社における役員報酬制度につきましては、以下のとおりです。

- (1) 主な基本方針
- ① 中長期的な業績の向上と企業価値および株主価値の増大へのインセンティブ
 - ② 株主との利益共有
 - ③ 報酬決定・評価プロセスの透明性、客観性の確保

(2) 役員報酬体系



(※3) 社外取締役・監査等委員である取締役につきましては、インセンティブ報酬は適用されません。

(1) 株式報酬制度について

株式報酬制度は、報酬と「業績および株式価値」との連動性をより明確にするものです。取締役は、業績のみならず株式価値の増加・減少も株主の皆様と共有することにより、中長期的な業績向上と企業価値の増大への意識をさらに高めてまいります。

① 仕組み	持株会社が拠出する金銭を原資として信託会社が取得した株式を、第5次連結中期経営計画の達成度（ROE・連結経常利益等）に応じて交付します。
② 対象者	取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）・執行役員
③ 評価期間	平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度まで
④ 信託期間	平成27年11月6日（予定）から平成30年8月末日（予定）
⑤ 交付時期	連結中期経営計画最終年度（平成30年度）終了直後の6月（予定）

(2) 役員の報酬の上限について

① 金銭報酬 (基本報酬+賞与)	取締役（監査等委員である者を除く）：5億円以内（年額・総額、持株会社の定款上の員数12名以内） 監査等委員である取締役：9千万円以内（年額・総額、持株会社の定款上の員数5名以内）
② 株式報酬	信託期間に拠出する信託金銭：6億8,700万円 交付される株式の上限株数：38万株

6 持株会社株式の株式数・割当ての概要

招集ご通知19頁

- (1) 持株会社が交付する株式数 普通株式84,770,508株（予定）
- (2) 持株会社株式の割当てにつきましては、以下のとおりです。
 - ① 本株式移転は、当社単独の行為によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、持株会社の株式はすべて本株式移転の効力発生直前時の当社の株主の皆様のみ割り当てられることとなります。
 - ② 当社と持株会社の単元株式数がそれぞれ1,000株と100株であるため、当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.1株を割当交付することといたします。
 - ③ 株主の皆様は、本株式移転の効力発生直前に保有する当社の議決権数と同数の持株会社の議決権を本株式移転の効力発生直後に保有することとなります（株主の皆様が保有される議決権数に変更はございません）。

株主の皆様には以下のとおり持株会社の株式が割当交付されます。

	平成27年9月末 株主の皆様が保有する当社普通株式の数 (A)		平成27年10月1日 当社の株主の皆様にご割当交付される持株会社株式の数 (A) × 0.1
例1	1,000株	→	100株
例2	1,100株	→	110株
例3	1,110株	→	111株
例4	1,111株	→	111株 ^(※4)

(※4) 本株式移転により、当社の株主の皆様にご交付される持株会社普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法その他関連法令の規定に従い、当該株主の皆様に対し、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。なお、お支払いは、平成27年12月頃を予定しております。

よりよくご理解いただくために

Q1 株式移転とは何でしょうか？

A1 株式移転とは、1つ、または、2つ以上の株式会社が、その発行済株式の全部を、新たに設立する株式会社に取得させ、完全親子会社をつくることをいいます（会社法第2条第32号）。

株式移転により、当社の親会社としてコスモエネルギーホールディングス株式会社（持株会社）が新たに設立されます。

株主の皆様が保有する当社株式はコスモエネルギーホールディングス株式会社に移転し、株主の皆様には、本冊子7頁に記載のとおり、原則としてコスモエネルギーホールディングス株式会社の株式を割当交付させていただきます。

Q2 株式移転に関し、株主として何らかの手続きは必要ですか？

A2 株主の皆様におかれましては、何らお手続きの必要はございません。

平成27年9月30日（水）の当社の最終の株主名簿に記載された株主様の口座（証券会社等のお取引口座または特別口座）に、自動的にコスモエネルギーホールディングス株式会社（持株会社）の株式が割当交付されます。

Q3 株式移転の前後にコスモ石油株式会社（当社）またはコスモエネルギーホールディングス株式会社（持株会社）の株式を売買することは可能ですか？

A3 当社の株式の最終売買日は、平成27年9月25日（金）（予定）となります。

持株会社の株式につきましては、平成27年10月1日（木）（予定）より売買可能です。

よりよくご理解いただくために

Q4 | コスモ石油株式会社（当社）またはコスモエネルギーホールディングス株式会社（持株会社）に対して単元未満株式の買取請求をする場合の留意点は？

A4 | 単元未満株式買取請求は、株主様がお取引されている証券会社等を通じてご請求いただく必要がございます。

当社に対しましては、平成27年9月24日（木）（予定）までに、株主名簿管理人事務取扱場所（下記）に到着するようにご請求ください。

持株会社に対しましては、平成27年10月1日（木）（予定）以降に株主名簿管理人事務取扱場所（下記）宛にご請求いただきますようお願いいたします。

なお、当該請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達するまでの日数は各証券会社等により異なりますので、お取り引きされている証券会社等にご確認いただきますようお願いいたします。

株式に関する
お問い合わせ先

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

（事務取扱場所）

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社証券代行部
☎ 0120-782-031

以上



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。